

公園施設長寿命化対策支援事業 丸塚公園長寿命化対策工事（設計・施工）
に係る公募型プロポーザル手続実施について

公園施設長寿命化対策支援事業 丸塚公園長寿命化対策工事（設計・施工）に係る公募型プロポーザル手続を以下のとおり実施しますので、公告します。

令和6年3月5日

駒ヶ根市長 伊藤 祐三

1 工事概要

- (1) 工事名 令和5年度（繰越）公園施設長寿命化対策支援事業
丸塚公園長寿命化対策工事（設計・施工）
- (2) 工事箇所 駒ヶ根市 丸塚公園（位置図参照）
- (3) 内容 事業者からの提案に基づく、丸塚公園長寿命化対策工事のデザインビルド方式による設計・施工
- (4) 履行期限 令和6年12月20日

2 工事の詳細な説明

6(2)②により交付する「公園施設長寿命化対策支援事業 丸塚公園長寿命化対策工事（設計・施工）に係る公募型プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）による。

3 受注者の要件

- (1) 本工事の受注者の選定に当たっては、公募型プロポーザルにより、定められた期限内に企画提案者として参加表明書を提出した者から、公園施設長寿命化対策支援事業 丸塚公園長寿命化対策工事（設計・施工）公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）による審査の結果、受注候補者として特定された者とする。

4 参加資格

本工事のプロポーザルに参加できる者は、単体企業又は特定建設工事共同企業体（以下、共同企業体という。）とする。プロポーザルに参加できる者は、単体企業の場合は（1）に掲げるすべての要件、共同企業体の場合は（2）に掲げる全ての条件を満たしている者であって、駒ヶ根市長が指定する日時までに、「公園施設長寿命化対策支援事業 丸塚公園長寿命化対策工事（設計・施工）に係る公募型プロポーザル実施要領」で指定する参加表明書等を提出し、駒ヶ根市長による参加資格の確認を受けた者とする。また、共同企業体の資格審査及び共同請負の実施については「共同請負実施要領」（昭和54年7月17日告示第52号）によるほか、本公告に定めるところによるものとする。

なお、参加者は単体企業又は共同企業体のいずれかでの参加とし、共同企業体の場合にあっては、各構成員は2以上の共同企業体の構成員となることはできないものとする。

(1) 単体企業の場合

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で

あること。

②公告日から入札日までの間に駒ヶ根市から指名停止の措置を受けていない者であること。
(参加資格の確認を受けた後に指名停止の措置を受けた場合は、参加資格は取り消すものとする。)

③駒ヶ根市暴力団排除条例(平成24年条例第10号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

④国税及び地方税を滞納していないこと。

⑤令和4・5・6年度の駒ヶ根市建設工事等入札参加資格者名簿の「とび・土工・コンクリート工事」又は「造園工事」に登録されている者で、公告日現在においても登録されている者であること。

⑥一般社団法人日本公園施設業協会のSP認定企業又は「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂第2版)」若しくは「遊具の安全に関する規準(最新版)」に準拠した製品を納めることができる企業であること。

⑦(社)日本公園施設業協会技術資格制度の公園施設製品安全管理士の資格を有する者が在籍している企業であること。

⑧平成25年4月以降に単体企業又は共同企業体の代表構成員として、国又は地方公共団体が発注した遊具施設の設置工事において、コンサルティングや設計、構造物の製作、施工のいずれかを元請で受託し、公告日現在において当該業務が完了している実績のある者であること。

(2) 共同企業体の場合

①共同企業体の構成員は、上記(1)の①から⑤の要件にあつては全てが、⑥から⑧の要件にあつては、当該構成員のいずれかが満たしていること。

②一構成員あたりの出資比率は30%以上であること。ただし、代表者となる者の出資比率が構成員中最大であること。

5 評価項目

評価項目	評価の着目点
テーマ・コンセプト	利用者が楽しめ、健康増進を体感できる提案となっているか。また、話題性の向上や利用者の増加が見込める提案となっているか。
構造・形態	既存のエリアや構造物の連続性において、組み合わせのバランスに一体性や協調性が講じられているか。
	使用方法は使いやすく覚えやすいものになっているか。
	体を動かしたくなる仕掛け作りなどの工夫がされているか。
安全に対する配慮	設置する構造物へのからまり、引っ掛かり、落下、挟み込みなど、予期せぬケガ(ハザード)への対応が適切であるか。また、使用方法や注意事項などを記載した案内板、安全マット、安全柵等が適切に配置されているか。

維持管理	構造体の使用期間が長寿命化するように耐久性優れた材料を使用しているか。また、維持管理（交換・補修）がしやすい材質・構造・塗装となっているか。
事業実施体制に関する評価	事業の実施体制（設計、施工等）は、適切な役割や責任の分担が明確で、技術者の配置や資格が適正であり、企業の強みが活かされているか。また、市内企業の活用が配慮されているか。
事業工程計画に関する評価	設計から工事完了まで全体のスケジュールは適切で実効性のある計画であるか。また、事業全体の完了期間を短縮する工夫がされているか。
総事業費の評価	提案上限額の範囲内で、積極的な追加提案がされているか。
実績に関する評価	過去の設計・施工等の実績において、創造性や安全性、技術力について評価できるか。
総合評価	提案書の内容をよく補完したプレゼンテーションとなっているか。また、積極的に取り組む意欲があるか。

6 手続等

- (1) 担当課 駒ヶ根市総務部財政課（本庁舎2階）
住所 〒399-4192 長野県駒ヶ根市赤須町20番1号
TEL (0265) 83-2111(内線254、255)
FAX (0265) 83-4348
電子メール keiyaku@city.komagane.lg.jp

(2) 関係資料

- ①公園施設長寿命化対策支援事業 丸塚公園長寿命化対策工事（設計・施工）に係る公募型プロポーザル手続実施について（公告第20号）
- ②公園施設長寿命化対策支援事業 丸塚公園長寿命化対策工事（設計・施工）に係る公募型プロポーザル実施要領
- ③公園施設長寿命化対策支援事業 丸塚公園長寿命化対策工事（設計・施工）に係る公募型プロポーザル要求水準書
- ④参加表明書（単体企業）（様式第1号）
- ⑤参加表明書（共同企業体）（様式第1号）
- ⑥会社概要（様式第2号）
- ⑦工事实績調書（様式第3号）
- ⑧配置予定技術者調書（様式第4号）
- ⑨企画提案書（様式第5号）
- ⑩質問書（様式第6号）
- ⑪別添1 位置図（資料1）
- ⑫別添2 平面図（資料2）
- ⑬別添3 既存遊具平面図（資料3）
- ⑭別添4 従前施設設置状況写真（資料4）

(3) 参加表明書の提出

- ア 作成方法

「公園施設長寿命化対策支援事業 丸塚公園長寿命化対策工事（設計・施工）に係る公募型プロポーザル実施要領」によること。

イ 提出先

駒ヶ根市 総務部 財政課 契約財産係

ウ 提出期間

令和6年3月5日（火）から令和6年3月18日（月）まで

（土曜日、日曜日、祝日を除く。午前8時30分から午後5時15分まで）

エ 提出方法

2部を持参又は郵送で提出すること。（郵送の場合は、書留郵便とし、封筒に「公募型プロポーザル参加表明書在中」と朱書きの上、提出期日の午後5時15分必着とする。午後5時15分を過ぎた者は、理由の如何を問わず、受け付けないこととする。）

オ その他

要求した内容以外の書類、図面等については、受理しない。

(4) 参加表明書等に関する質問の受付及び回答

ア 質問は、6(2)⑩質問書（様式第6号）により行うものとし、持参、郵送、FAX、又は電子メール（持参以外の場合は、到着又は着信を受付担当課へ確認すること。）のいずれの方法でも可能とする。なお、文書には担当窓口の部署、氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを併記すること。

イ 質問の提出先

駒ヶ根市 総務部 財政課 契約財産係

ウ 質問の受付期間

令和6年3月5日（火）から令和6年3月13日（水）まで

（土曜日、日曜日、祝日は、除く。午前8時30分から午後5時15分まで）

エ 質問に対する全ての回答は、令和6年3月15日（金）までに質問者を伏せた形で市のホームページで公表する。ただし、質問の内容によって本プロポーザル方式による選定に公平性を保てない場合には、回答しないことがある。なお、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

(5) 企画提案書の提出

ア 作成方法

「公園施設長寿命化対策支援事業 丸塚公園長寿命化対策工事（設計・施工）に係る公募型プロポーザル実施要領」によること。

イ 提出先

駒ヶ根市 総務部 財政課 契約財産係

ウ 提出期間

令和6年3月21日（木）から令和6年4月9日（火）まで

（土曜日、日曜日、祝日を、除く。午前8時30分から午後5時15分まで）

エ 提出方法

正本1部、副本10部、電子データを持参又は郵送で提出すること。（郵送の場合は、書留郵便とし、封筒に「プロポーザル提案書在中」と朱書きの上、提出期日の午後5時15分必着とする。午後5時15分を過ぎた者は、理由の如何を問わず、受け付けないこととする。）

オ その他

- ・エの提出期間内に技術提案書の提出がなかった場合は、辞退したものとみなす。
- ・要求した内容以外の書類、図面等については、受理しない。

(6) 提案書に関する質問の受付及び回答

ア 質問は、文書により行うものとし、持参、郵送、FAX、又は電子メール（持参以外の場合は、到着又は着信を受付担当課へ確認すること。）のいずれの方法でも可能とする。なお、文書には、担当窓口の部署、氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを併記すること。

イ 質問の受付部署

駒ヶ根市 総務部 財政課 契約財産係

ウ 質問の受付期間

令和6年3月21日（木）から令和6年4月3日（水）まで

（土曜日、日曜日、祝日は、除く。午前8時30分から午後5時15分まで）

エ 質問に対する回答は、令和6年4月5日（金）までに市ホームページに掲載する。

ただし、質問の内容によって本プロポーザル方式による事業者選定に公平性を保てない場合には、回答しないことがある。なお、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

7 プロポーザルの審査

(1) 審査

選定委員会において、プロポーザルの書面審査及びヒアリングを実施し、受注候補者を特定する。ただし、受注候補者に参加資格の喪失や失格などが発生したときには、次点候補者を受注候補者に繰上げ特定する場合がある。

(2) 結果の通知

審査の結果は、プロポーザル参加者に対し速やかに書面により通知する。また、審査結果等については、市のホームページ等で公表する。

8 選定委員会

本プロポーザルにおいて、受注候補者の選定にあたっての審査は、丸塚公園長寿命化対策工事（設計・施工）公募型プロポーザル選定委員会で行う。

9 その他

(1) 企画提案書の提出は、応募者1者につき1案とする。

(2) この提案の作成に要した費用、旅費、そのほか、この提案に関する一切の経費は、応募者の負担とする。

(3) 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書又は企画提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して資格停止措置を行うことがある。

(4) 企画提案者の失格条項

次のいずれかに該当した者は、失格とする。

① 本件プロポーザルの参加資格要件を満たさない者

② 本件プロポーザルの公告をした以後、審査委員会委員と本業務に関する接触を求めた者

(5) 参加表明書及び企画提案書の取扱い

- ① 提出された参加表明書及び企画提案書を、本市の了解なく公表、使用してはならない。
 - ② 提出された参加表明書及び企画提案書は返却しない。
 - ③ 提出された参加表明書及び企画提案書は、審査に必要な範囲において複製を作成することがある。
 - ④ 提出された参加表明書及び企画提案書並びにその複製は、企画提案書の特定以外に提出者に無断で使用しないものとする。
- (6) 参加表明書及び企画提案書の提出後において、原則として、参加表明書及び企画提案書に記載された内容の変更を認めない。また、参加表明書及び企画提案書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの本市の了解を得なければならない。
- (7) 参加表明後に参加を辞退する場合は、参加辞退書（様式任意）を令和6年4月9日（火）【企画提案書の提出期間内】午後5時15分までに持参又は郵送（書留郵便とし、封筒には「プロポーザル参加辞退書在中」と朱書きすること。）で提出するものとし、郵送の場合は、提出期間内に必着のこととする。

- 問い合わせ先 -

駒ヶ根市 総務部 財政課 契約財産係

TEL 0265-83-2111 (内 254、255)

FAX 0265-83-4348

mail : keiyaku@city.komagane.lg.jp